

学生自治会所属団体
指導者・代表者 各位

理事長 荒川 裕生
学長 大森 義行

12月1日以降の課外活動の取扱いについて

12月1日以降の課外活動について、以下のとおり、取り扱うこととしましたのでお知らせします。

全国的には新規感染者数が減少しているものの、ここ数日の道及び市の感染者数は下げ止まりの状況が続いていることに鑑み、安心して対面授業を受けることができる環境確保のため、課外活動ガイドラインについては、引き続き「phase4」での運用とし、これまで同様に感染防止対策の徹底をお願いします。

<課外活動の取扱いについて>

11月30日(火)まで

[通常活動]

- ・「各クラブにおける行動・活動ガイドライン」及び「行動履歴及び健康に関する管理シート」が提出されていることを条件に Phase4 での活動を認め、1日の活動時間は4時間までとする。ただし、感染防止対策は引き続き徹底し、練習前後の会食等感染リスクの高い活動は自粛すること。また、11月30日までは、毎週1回PCR検査を実施すること。

[公式大会]

- ・10日間以上前に学生課に申請し、許可を得ること。
- ・可能な限り、宿泊をしないこと。
- やむを得ない場合は、個室の手配をするなど感染対策を徹底すること。

[練習試合・合同練習・学生募集に関わるトライアウト]

- ・学生課に実施計画を以って確認をすること。

[合宿]

- ・当面の間、認めない。



12月1日(水)から

[通常活動]

- ・「各クラブにおける行動・活動ガイドライン」及び「行動履歴及び健康に関する管理シート」が提出されていることを条件に Phase4 での活動を認め、1日の活動時間は4時間までとする。ただし、感染防止対策は引き続き徹底し、練習前後の会食等感染リスクの高い活動は自粛すること。~~また、11月30日までは、毎週1回PCR検査を実施すること。~~

[公式大会]

- ・10日間以上前に学生課に報告し、許可を得たうえで参加すること。参加前後のPCR検査については、主催者の指示に従うとともに、各クラブでPCR検査もしくは抗原検査を実施すること。なお、検査業者の指定は行わないが、大学からの斡旋(市場より安価で提供可能)を希望する団体は、学生課に問い合わせること。
- ・可能な限り宿泊をしないこと。やむを得ない場合は、個室の手配をするなど感染対策を徹底すること。

[練習試合・合同練習・学生募集に関わるトライアウト]

- ・学生課に実施計画を以って確認をすること。

[合宿]

- ・公式大会の事前合宿のみ認める場合がある。ただし、10日間以上前に学生課に申請すること。申請の際は、実施にあたっての感染防止対策を提出すること。(様式任意)

※ガイドラインが遵守されていない場合は、一定期間活動停止となることがあります。